苫小牧市公共施設等総合管理計画策定業務仕様書

1 業務名

苫小牧市公共施設等総合管理計画策定業務

2 業務の目的

苫小牧市が所有する公共施設等の全体的な状況を総括的に把握し、苫小牧市を取り巻く現状及び将来の見通しを分析した上で、今後の公共施設等の在り方及びマネジメントに関する基本的な方針等の策定を行うものである。

本業務は、総務省から示されている「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、苫小牧市における公共施設等総合管理計画を策定することを目的とする。

3 履行期間

委託契約締結の翌日から平成28年12月22日(木)まで。

4 対象施設

苫小牧市が所有する公共施設及びインフラ資産全体を対象とする。

5 参加資格要件

- (1)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 苫小牧市契約に関する規則第42条第2項の規定に基づき、作成した名簿に登録されていること。
- (3) 参加意向書提出日から契約締結の時までのいずれの日においても、苫小牧市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定により、指名停止されていないこと。
- (4) 本事業の内容と同種又は類似の業務について、国、地方公共団体等と契約実績を有していること。
- (5) 北海道内に本店、支店又は営業所を有していること。

※参加資格については、単独企業、共同企業体(JV) どちらでも参加可能であるが、 共同企業体(JV) で参加する場合は、(1) ~(3) の参加資格要件は、全ての構成 員が満たし、(4)、(5) の参加資格要件は、いずれかの構成員が満たしていること。 また、共同企業体(JV) の結成に係る協定を締結していること。

6 業務の内容

本業務は、総務省が地方自治体に対し要請している「公共施設等総合管理計画」として位置付けるものである。

そのため、業務の実施に当たっては、本仕様書のほか「公共施設等総合管理計画の策

定にあたっての指針」(総財務第75号平成26年4月22日総務省自治財政局財務調査課長通知)における記載すべき事項、留意事項等を踏まえ、この指針に対応した計画を作成すること。

また、策定済みの公共施設白書、既存の整備計画、長寿命化計画等との整合を図るものとする。

- (1)公共施設等の現況調査及び将来の見通し
 - ① 苫小牧市が保有する公共施設等の情報や関係資料の活用等により、老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況を調査すること。 必要に応じては、本市と協議の上、施設所管課への調査、ヒアリング、現地調査など行い整理すること。
 - ② 総人口や年代別人口の今後の見通しについて、苫小牧市総合計画等の人口 想定を踏まえて検討すること。
 - ③ 公共施設等の維持管理、修繕、更新等に係わる経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込みについて検討すること。
- (2)公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針の作成
 - ① 計画期間 平成29年度から10年間の計画期間として作成すること。
 - ② 全庁的な取り組み体制の構築及び情報管理・共有方策を具体的に記載すること。
 - ③ 現状や課題に関する基本認識 公共施設等の維持管理・更新等がどの程度可能か。総人口や年齢別人口に ついての今後の見通し、また、その見通しを踏まえた利用状況を考慮し、公 共施設等の数量等が適正規模にあるかなどについて記載すること。
 - ④ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 各施設について、更新・統廃合・長寿命化をどのように管理していくのか。 将来的なまちづくりの視点からの検討と、更新などに際してはPPP、P FIの活用などの考え方について記載すること。

具体的には、計画期間における公共施設の数や延床面積等の数量に関する目標(できる限り数値目標を設定)と以下についての考え方を記載すること。

- ア 点検・診断等の実施方針
- イ 維持管理・修繕・更新等の実施方針
- ウ 安全確保の実施方針
- エー耐震化の実施方針
- オー長寿命化の実施方針
- カ 統合や廃止の推進方針
- キ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ⑤ 公共施設等総合管理計画の進捗状況等の評価などのフォローアップの実施 方針について記載すること。
- ⑥ 公共施設等総合管理計画策定にあたっての基本方針を作成すること。
- (3)施設類型ごとの管理に関する基本的な方針の作成

道路、学校、市営住宅等施設類型ごとにその特性を踏まえ、管理に関する基本的な方針を記載する。

なお、独自で策定している整備計画等との整合性に留意すること。

- (4) 現況調査結果の整理・分析
 - ① 公共施設等現況調査結果を一元的に整理し、データベース化すること。
 - ② 公共施設等総合管理計画策定後において作成予定である個別施設計画について、統一された様式や作成要領等の作成支援を行う。
 - ③ 公共施設等の現況調査結果を基に、更新等に係わる費用予測及び経済性、利用性及び機能性などの観点から施設評価を実施すること。
- (5) 各種検討組織等の運営支援
 - ① 公共施設等総合管理計画策定段階及び評価結果等について、議会や住民に対しての情報提供等の資料作成及び運営支援を行うこと。
 - ② 庁内検討会議(仮称)の開催と資料作成及び説明を行うこと。 会議は複数回実施すること。
- (6) 市民アンケートの設計、集計、分析

公共施設等の利用状況、サービスのあり方、維持管理方針に関する意識を把握する市民アンケートを実施し、集計分析を行うものとする。

アンケート調査に係る一切の費用は委託費に含むものとする。

市民アンケート調査は、18歳以上の市民から無作為に抽出し、2千人程度を対象に実施すること。

(7)公共施設等総合管理計画概要版の作成

市民、職員への周知を目的として、公共施設等総合管理計画の内容を分りやすくまとめた概要版を作成すること。

(8) 職員研修の実施

公共施設等総合管理計画を推進するに当たり、公共施設マネジメントに関する職員研修を実施すること。

研修は必要に応じて複数回実施し、研修に係る一切の費用は委託費に含むものとする。

なお、会場については、市が確保するものとする。

(9) パブリックコメントの実施支援

計画書の原案に係るパブリックコメント用資料の作成・コメント分析整理等の 支援を行うこと。

7 成果品

(1)

ア	市民アンケート分析結果	必要部数
1	職員研修資料	必要部数
ウ	検討会議資料(毎回)	20部
エ	苫小牧市公共施設等総合管理計画	200部
オ	苫小牧市公共施設等総合管理計画概要版	200部
力	公共施設等現況調査結果	必要部数
+	その他収集したデータ	必要部数

(2) 上記成果物の電子データー式

データは直接印刷可能な解像度の完成形のデータ(PDFファイル等)を格納とする。

また、編集が可能であるデータ形式 (Ms-word Ms-Excel Ms-powerpoint など) で原稿及び添付図面 (グラフ、写真など) を納入するものとする。

データは、ファイルごとに整理格納し、電子媒体に書き込んで納品するものと する。

(3) 成果物及び業務履行のために必要な書類は、適宜カラーで作成するとともに、 濃淡を調整し、網掛けで工夫するなど、白黒で複写した際も分りやすい表現とす るものとする。

8 事業費限度額と支払方法

事業費の限度額は 14,000,000 円(税込み) 平成27年度7,000,000 円(税込み)、平成28年度7,000,000 円(税込み)とし、契約金額の半額を各年度に支払うものとする。

9 その他

- (1)本市の地域特性を充分理解し、業務を遂行すること。
- (2)業務を円滑に遂行するため、必要な知識を有するものを管理責任者と定め、作業の進め方、工程、実施体制等を記した実施計画書を提出すること。 また、担当者との連絡調整を密に行うこと。
- (3) 本委託業務に基づき、作成された成果品に関する著作権の一切の権利は、苫小牧市に帰属する。
- (4)受託者は、苫小牧市個人情報保護条例(平成7年3月16日条例第2号)を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (5) 成果物納入後に発生した、受託者側の責による不備が発見された場合は、速やかに必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

- (6) 受託者は、本事業の全部を第三者に再委託してはならない。
- (7) 受託者は、本事業の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本市に書面により報告し、本市の承認を得ること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて市と受託者で協議して決定する。